

安全教育講座 FAQ

Q1 トレーナー養成講座とは

SEAJ 推奨安全教育を実施するためのトレーナー(講師)を養成する講座です。

SEAJ 推奨安全教育は、日本半導体製造装置協会の教育です。

本教育は、半導体製造装置に係る作業をするのに最低限必要な知識を学習する構成になっています。トレーナーは本教育の目的を理解していただき、どの業界に属する方でも全ての章の全てのページを受講生に説明していただきます。

Q2 受講条件はありますか

一般教育（第1章～18章）、ガスの安全教育、作業リーダー教育それぞれの講座に受講条件があります。

■ 一般教育（第1章～18章）

【受講条件】

- ① 所属する会社からトレーナー候補とする旨の推薦状が発行される方である。
- ② 一般教育のトレーナー資格を新規に取得する場合、所属会社において SEAJ 推奨安全教育を受講済みで、内容を理解されていること。未受講で、所属会社に SEAJ 推奨安全教育トレーナーがいない場合は、SEAJ で開催するプレ講座を受講してください。（プレ講座に関しては Q3）
- ③ 自社装置及びその作業における危険ポイント等の知識がある。
- ④ 自社または教育内容に関連する事例（ヒヤリハットまたは事事故事例）の知識がある。

【提出必須書類】

- ・トレーナー推薦状

■ ガスの安全教育

【受講条件】

- ① SEAJ 推奨ガスの安全教育を一般受講者として受講済みで、内容を理解されていること。未受講で、所属会社に SEAJ 推奨ガスの安全教育トレーナーがいない場合は、SEAJ で開催するプレ講座を受講してください。
- ② SEAJ 推奨安全教育 一般教育（第1章～18章）のトレーナー資格を有する

- 者。但し、次の日開催の一般教育トレーナー養成講座を受講すれば可能です。
- ③ 高圧ガス保安協会の特殊材料ガス保安講習或いは同等以上の講習修了者、またはガスの取り扱いが 3 年以上の者。(詳しくは 3、4 ページ)

【提出必須書類】

- ・高圧ガス保安協会 講習修了証の写し、またはガスの取り扱い 3 年以上を証明する業務履歴確認書(ホームページよりダウンロード)

■ 作業リーダー教育

【受講条件】

- ① SEAJ 推奨作業リーダー教育を一般受講者として受講済みで、内容を理解されていること。未受講で、所属会社に SEAJ 推奨作業リーダー教育トレーナーがいない場合は、SEAJ で開催するプレ講座を受講してください。
- ② SEAJ 推奨安全教育 一般教育（第 1 章～18 章）のトレーナー資格を有する者。但し、次の日開催の一般教育トレーナー養成講座を受講すれば可能です。
- ③ RST または労働安全衛生法 60 条の職長教育修了者資格を有する者、または事業所において安全に関する監督あるいは直接に作業員の作業を指揮監督する業務経験が 3 年以上の者。

【提出必須書類】

- ・RST または労働安全衛生法 60 条の職長教育修了証の写し、または安全に関する監督あるいは直接作業員の作業を指揮監督する業務経験が 3 年以上を証明する業務履歴確認書(ホームページよりダウンロード)

Q3 プレ講座（トレーナー養成プレ講座）とは

所属会社にトレーナーがおられず SEAJ 推奨安全教育を受講したことがない方に受講していただく講座。トレーナーになる方が対象です。

Q4 オープンスクールとは

マスタートレーナー資格を有する SEAJ 会員企業が、社外の人を対象に SEAJ 推奨安全教育テキストを用い、その内容に沿った一般教育を有料にて開催する一般受講者向けの講習です。詳しくは SEAJ 安全教育事務局までお問い合わせください。(anzen@seaj.or.jp)

SEAJ推奨安全教育－特定教育

A1章『ガスの安全教育』トレーナー資格取得について

貴職が担当するSEAJ推奨安全教育受講者が半導体製造に使用するガス（高圧ガス等）に係る作業（消費する側：設備、兵站等も含む）である場合、SEAJ推奨安全教育－特定教育『ガスの安全教育』は必修です。

半導体製造に使用するガス（高圧ガス等）に係る作業がなければ、任意で構いません。

また、SEAJ推奨安全教育－特定教育『ガスの安全教育』トレーナー資格を取得するには、専門的な領域であることから、SEAJ推奨安全教育トレーナー資格に加えて、次の要件が要求されます。ご確認の上お申し込みください。

1.1.1. A1ガスの安全教育トレーナー（ガイドラインより抜粋）

(1) 特定教育トレーナー資格取得の要件

- ① 一般教育トレーナーの資格を有する者
- ② 高圧ガス保安協会(特殊材料ガス保安講習)の修了者、または同等以上の資格を有する者^[1]、または、次の業務で経験 3 年以上の業務履歴のある者^[2]、かつ、所属長により業務履歴の確認を受けた者

[1] 高圧ガス保安協会(特殊材料ガス保安講習)の修了者、同等以上の資格を有するものとは

- A) 高圧ガス保安講習受講証
- B) 特定高圧ガス取扱主任者講習
(圧縮水素、液化酸素、液化アンモニア、LP ガス、液化塩素、特殊高圧ガス)
- C) 甲種化学・機械、乙種化学、機械、丙種化学、第一種販売主任者免状所有者

[2] 経験 3 年以上の業務履歴とは、高圧ガス保安法に規定されるガス(特定／特殊高圧ガス含む)、およびガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合に係る下記の作業の履歴です。

- A) 高圧ガスボンベの運搬・交換作業
- B) 除害カラムの運搬・交換作業、
- C) ガス関連工事・修理・点検・保守作業
 - ・ ガス配管工事全般
 - ・ ガス検知器関連(メンテナンスや校正作業含む)
 - ・ ガス流動部分の部品交換・修理
 - ・ プロセスシーケンス／インターロックおよびソフトの変更等
 - ・ ガス製造プラントおよび関連項目の管理
- D) 製造装置および付属設備の立上げ／立下げ・修理・保全・解体作業
- E) 短期間の突発修理および年単位の保守・メンテ作業

(2) 必要書類

- ① 特殊材料ガス保安講習(高圧ガス保安協会)の修了証の写し、または同等以上の資格を証明する書類の写し。
- ② 業務履歴確認書『ガスの安全教育』
高圧ガス保安法に規定されるガス(特定／特殊高圧ガス含む)およびガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合にもそれらに係る作業経験が3年以上あることを確認できる書類※

※SEAJ ホームページの安全教育講座の申込に掲載

SEAJ 主催の「特定教育トレーナー養成講座(ガスの安全教育(A1))」の申し込み時、または修了日までに①②いずれかの書類を SEAJ 事務局へ提出する。

ただし、特殊材料ガス保安講習(高圧ガス保安協会)の未修の場合は、受講後に修了証写しを SEAJ 事務局へ提出すること。その修了日から特定教育トレーナーとしての効力が生じる。

<注記>

- 1) ガスの取り扱い経験が3年以上無い場合は、高圧ガス保安協会の『特殊材料ガス保安講習』の受講或いは同等以上の講習修了・資格取得が必要です。
- 2) 『ガスの安全教育』のSEAJ認定トレーナー修了証の発行日について
 - ① SEAJ推奨安全教育-特定教育『ガスの安全教育』開始前までにSEAJ事務局へ所定の手続きをし、トレーナー養成講座でトレーナーと認定された場合はその修了日で発行します。
 - ② 『特殊材料ガス保安講習』の受講或いは同等以上の講習修了・資格取得が間に合わずSEAJ事務局へ所定の手続きができなかった場合、所定の手続きがされれば、『ガスの安全教育』修了日へ遡及してSEAJ認定トレーナー証を発行します。
但し、SEAJ推奨安全教育(第1章～第18章)の講義はできます。